

階上町保育料無償化事業保育料支給決定通知書

年 月 日

様

階上町長

階上町保育料無償化事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり支給決定しましたので通知します。

記

1 対象児童

氏名	生年月日	施設名
	年 月 日	

2 支給の対象となる期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

備考

・支給の要件を満たさなくなったときや虚偽その他不正の手段により支給を受けたときは、この決定を取り消します。

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、階上町長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、階上町を被告として(訴訟において階上町を代表する者は階上町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。